（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　［略］

［2・3　略］

4　法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）

［五　略］

［5・6　略］

［（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条　①　地方税法施行規則第十条の二の三第二項の規定は、令第三十三条第四項において準用する地方税法施行令第四十八条の九の十九第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	政令第四十八条の九の十九第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十三条第四項において準用する政令第四十八条の九の十九第三項に
第二項第一号	法第三百二十一条の七の十二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第二項第二号	法第三百二十一条の七の十二第一項	外国居住者等所得相互免除法第四十条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項

（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　［同上］

［2・3　同上］

4　法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

四　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十二第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）

［五　同上］

［5・6　同上］

［（法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までに規定する国税庁長官の通知等）

第二十条　［新設］